

## 静岡DACプロジェクトの実現に向けた連携に関する協定書

タケ・サイト株式会社、株式会社大林組、鈴与商事株式会社、三菱商事建材株式会社及び静岡市（以下「協定5者」という。）は、脱炭素社会の実現に資することが期待される新技術として、大気中に拡散する二酸化炭素を吸収し、固定化する技術（以下「DAC」という。）の研究及び事業化を連携して行うため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、協定5者が、生コンスラッジを用いてDACを行い、生成した炭酸塩を低炭素型コンクリートの材料等において用いられている炭酸カルシウムの代替品として利用するための開発研究及び事業化並びにそれらに関連するプラットフォームの開発研究及び事業化を連携して行うことで、脱炭素社会の実現に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 協定5者は、前条の目的を達成するため連携し、協力して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）を行うものとする。

- （1）生コンスラッジを用いてDACを行う設備の製作に関すること。
- （2）前号の設備を用いて生成した炭酸塩を利用するための研究及び事業化に関すること。
- （3）ビジネススキーム及びプラットフォームを確立するための研究及び事業化に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められる事項。

2 連携事項の詳細については、協定5者が協議の上、別途調整を図るものとする。

3 協定5者は、連携事項に関し、第三者から助言を受ける場合は、次条から第5条を踏まえて協議を行い、当該助言を受けることの可否及びその方法について決定するものとする。

### （経費負担）

第3条 協定5者は、連携事項の実施に当たり、それぞれに予算確保に必要な手続きを履行の上、その予算措置の範囲内で行うこととし、相互に新たな特定の経費負担義務を負わないこととする。

### （秘密保持）

第4条 協定5者は、連携事項の実施に当たり相手方から知り得た情報について、第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。この協定の有効期間終了後も、なお同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事前に相手方の書面による承諾を得た場合又は法令（静岡市の条例、規則等を含む。）により開示する場合は、同項の情報を第三者に開示することができる。

### （知的財産権）



第5条 協定5者は、連携事項の実施により得られた知的財産に関する権利について、法の定めるところに従い、単数又は複数の発明者、創作者又は著作者に帰属することを確認する。

2 協定5者は、他の協定締結当事者に対し、その保有する知的財産権を連携事項のために活用するよう請求することができる。ただしその活用にあたっては、合理的な条件等を当事者間で協議するものとする。

(協定内容の変更)

第6条 協定5者のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要に応じて変更を行うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、協議に基づき別途文書を取り交わすことにより、当該期間を延長又は短縮することを妨げない。

(本協定の拘束)

第8条 本協定の定めは、第4条及び第5条を除き、協定5者における今後の協議等に当たって考慮すべき事項を記載したものであって、何らの法的拘束力を有しないものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、協定5者の協議により定めるものとする。

以下余白

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、協定5者が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和5年1月31日

静岡市駿河区敷地一丁目3番35号  
タケ・サイト株式会社  
代表取締役 武田雅成



東京都港区港南二丁目15番2号  
株式会社大林組  
取締役社長 蓮輪賢治



静岡市清水区入船町11番1号  
鈴与商事株式会社  
代表取締役社長 伊藤正彦



東京都豊島区東池袋3-1-1  
サンシャイン60 12F  
三菱商事建材株式会社  
代表取締役 山水聖治



静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市長 田辺信宏





高 市 用  
 境 歷 印  
 環 靜 長 專